

令和5年度「第3次愛川町生涯学習推進プラン」及び  
「第3次愛川町男女共同参画基本計画」策定業務委託  
公募型プロポーザル選定基準（審査基準及び評価項目等）

1. 審査方法

本業務を実施する事業者の決定は、本プロポーザル参加者から提出された提案書及び見積書について内容等を評価し、点数化した総合評点により決定する。

最優秀候補者の選定は、プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するため、参加者から提出された見積書及び提案書を、客観的に評価する基準として示すものである。

(1) 公募型プロポーザル方式

本プロポーザル方式では、応募のあった提案書等について、次の手順により最優秀候補者を選定、優先交渉権者を決定して契約を行う。契約方法は随意契約とする。

① 提案書等の確認等

提出された提案書等が指定されている内容等に合致し作成されているか確認する。この結果、提案書に不足・不備等がある場合は無効又は失格とする。

② 提案審査

応募書類の評価及び審査は、次の方法により提案書等の内容の評価を行い、最優秀候補者を選定する。

(ア) 提案内容の得点化

提案書の内容について、評価項目ごとに評価し、得点化を行う。

(イ) 提案価格の得点化

見積書に記載された価格について、算定式を用いて得点化を行う。

(ウ) 総合評点の算出

提案書に関する審査により算出された評価項目ごとの点数及び見積書による提案価格の点数を合計し、総合評点を算出する。

(エ) 最優秀候補者の選定

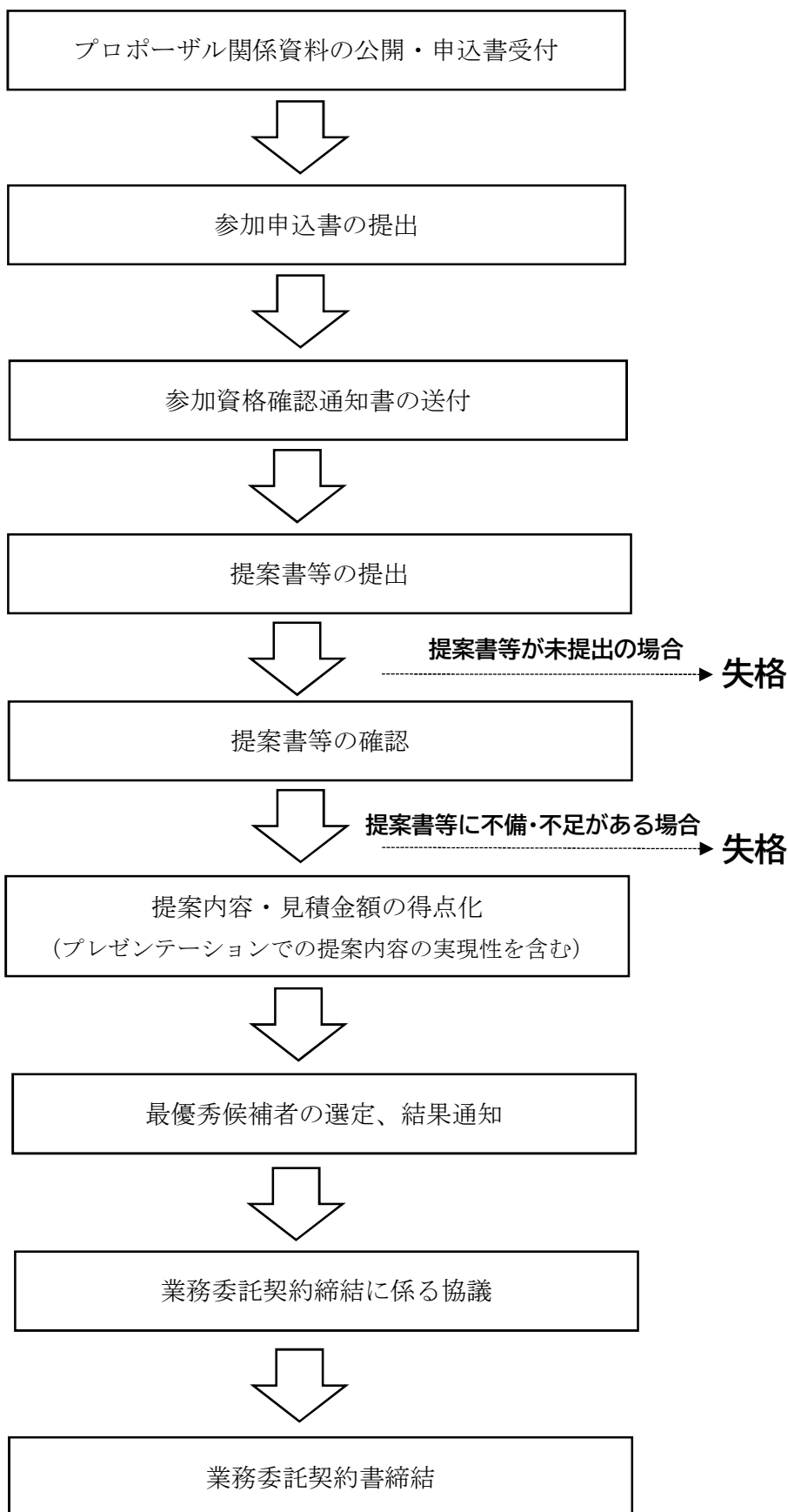
総合評点の最も高い提案者を、最優秀候補者として選定する。

③ 優先交渉権者の決定

評価審査委員会の最優秀候補者の選定を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 選定の流れ

公募開始から契約締結までの流れは、次のとおりとする。



## 2. 提案書類の確認等

### (1) 確認の方法

提案書類の内容が、評価項目の内容を満たしていることを確認する。この結果、評価項目を満たさないことが確認された場合は失格とする。

### (2) 確認の項目

#### ① 提案書の確認

(ア) 提出された提案書が指定されたとおり全て揃っていること。

(イ) 提出された提案書が指定された様式を使用していること。

(ウ) 提案書の綴り方について、3. 提案審査(3)の評価項目及び配点の順序に沿ったものとなっていること。

(エ) 同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

#### ② 見積書の確認

(ア) 記載された価格が、指定の提案価格の上限額を下回っていること。

(イ) 指定された記載方法や指示事項に合致していること。

## 3. 提案審査

### (1) 審査の基本方針

本事業の目的を実現する上で必要な事項を評価項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案を選定する。

### (2) 審査の方法

参加者から提出された提案書の内容及び見積書に記載された価格について、評価項目ごとに得点化を行う。

### (3) 評価項目及び配点

項目及び配点については、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的及び内容を理解しているか</li> <li>・町の総合計画との関連性を理解しているか</li> </ul>	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去10年間の同種または類似業務の実績内容及び件数</li> <li>・同種または類似業務で最も成果のあったものはどのようなものか</li> </ul>	10
現状分析・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県の政策動向等に対する情報の把握はできているか</li> <li>・町の現行計画を認識し、適切な評価がなされているか</li> <li>・現行計画の進捗状況を踏まえ、課題を分析できているか</li> </ul>	15
提案内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性に応じた課題を導き、本町にあわせた計画提案がされているか</li> <li>・独自の提案や工夫はあるか</li> <li>・提案書は視認性を考慮し、わかりやすいものになっているか</li> <li>・SDGsの視点やコロナ禍における社会経済情勢の変化を考慮した提案となっているか</li> </ul>	20
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に関連する部門の人員体制や審議会の運営支援・パブリックコメントへの支援体制は整っているか</li> <li>・担当者は類似業務にかかる実績を有しているか</li> <li>・担当者は町の意図を理解し、明瞭かつ迅速な回答能力及び業務遂行能力を有しているか</li> </ul>	15
業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を円滑に進めるための適切なスケジュールが設定されているか</li> <li>・変更が必要であれば対応できる提案となっているか</li> </ul>	10
見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格設定は妥当か</li> </ul>	20

### (4) 見積書（提案価格）の得点化

提案価格の見積書の価格が上限額を超える場合は失格とする。

### (5) 総合評点の算出

提案書に関する評価点及び見積書（提案価格）に関する評価点を合計し、総合評点を算出する。